

「障害者アート」と人権

播磨 靖夫

アートで自分の価値を高める

「エイブル・アート (ABLE ART)」は、障害をもつ人たちのエネルギーに満ちた創作活動、いわゆる「障害者アート」を人間性を回復させる新しいアートとしてとらえ、そこにさまざまな可能性を見いだそうとしています。1995年からはじまった新しい芸術運動は、現在、日本だけでなく海外からも注目されるようになってきました。

「アートは時代を映す鏡」といわれますが、障害をもつ人たちの心の不思議な働き(魂の表現)、そこから生まれてくるアートには、現代アートが見失ってしまったものがある、という発見もあるでしょう。さらには「障害者アート」を包みこまないような美学は普遍的ではない、それを入れることで世界の美術史は成り立つ、それを排除するのは排除する側の概念の枠組みの方が悪い、と芸術の概念が原理的に深いところで広がってきていることもあるでしょう。

それらはいずれもアートの世界での話ですが、社会的に注目されているのは、「エイブル・アート」が、障害をもつ人たちが人間として本質的にもっている価値を中心にして考えられていること、そして、その精神的な活動に価値を与え、社会的役割を実現していけるようにめざしているからです。

こうした考えに基づいて「エイブル・アート・ムーブメント」では、アートをとおして社会的に価値を低められている人たちの社会的イメージを高めると同時に、その能力を高めることに取り組んできました。それはまた、障害をもつ人たちが自己のアイデンティティを形成することと、自己のサブカルチャーを形成することに深く関係しています。

人間が健康な心をもって生きるためには、まわりから自分の存在が

認められ、尊重されて育つ体験が不可欠です。この体験から生まれるのが「自尊」という心の力です。つまり、自尊心というのは、ありのままの、本当の自分を愛し、尊ぶ心のことです。

人間は誰でも、まわりから認められることなく、無視されて生きていくと、自分は無価値な存在と思いこんで自尊心を失ってしまいます。このような自分を敬うことのできない人間には平等な人間関係というものを理解することはできません。

ただ生きていくだけで十分に尊いと思えることが、生きるための原動力となるのです。このように自分が尊いと感じるためには、何よりも人間関係が大切です。とりわけ、喜怒哀楽といった感情表現を受けとめようとするまわりの姿勢、さらには感情を素直に表現できる環境をつくることが重要となってきます。

主体的に選択できる「生き方の幅」

21世紀は「個人の世紀」といわれています。一人ひとりが個人として尊重される時代がやってくるのです。「スモール・イズ・ビューティフル」という言葉で有名な経済学者のシューマッハーは「人間は一人ひとり、一つの宇宙である」といっています。

実は「エイブル・アート・ムーブメント」では、展覧会などをおして「個人の数だけ宇宙はある」ということを明らかにし、障害をもつ人たちを一口に「障害者」とくくれない、あるいは一つに束ねられない、ということを示してきました。

そして一人ひとりの人間が、かけがえのないのちを大事にし、自分の人生を自作自演し、自己実現をはかりながら幸福を追求する権利の保障こそが、これからの福祉の仕事であることを提言してきました。また、障害をもつ人たちが障害とともに生きながら最善の自己となっていくことのできる社会をつくるのが、これからの社会目標であることを提案してきました。

ここでいう自己実現とは、人間が生来その本質として備わっている価値を十分に実現して、人間が十分な意味で人間となっていく全資質的な展開のことです。これは科学者、芸術家といった特別な人たちだ

けができるのではなく、すべての個人ができる自己を開く創造性といえるでしょう。

1998年のノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センは福祉と自由について探求した「不平等の再検討」のなかで、福祉(well-being)について「個人の福祉は、その人の生活の質、いわば生活のよさとして見ることができる」と述べています。

センは、個人の制約が取り払われたならば選択されるかも知れない「機能」を福祉の評価に加えることを提案しています。人間が実際に何をしているのか、また、何をなしているのか、という客観的な情報を重視し、その一つひとつを「機能」と呼び、その全体を「潜在能力(capability)」と呼んでいます。

このようにセンが「機能」に注目したのは、人びとの福祉を直接表すからです。所得や効用や資源などは人の福祉の手段や結果を表すもので、人びとの福祉そのものとのあいだにギャップを生じると考えたからです。

「潜在能力」は、その人が選択することができる「機能」の集合である。こうした「潜在能力」が、すなわち主体的に選択できる「生き方の幅」が大きければ大きいほど、価値ある選択肢が多くなり、行動の自由も広がるのです。反対に、制約を受けてできることが限られている場合、「潜在能力」も小さくなるのです。

人権の追求は幸福の追求につながる

センは人びとの福祉に必要な不可欠な基本的な「機能」に焦点を当てることによって、社会的な不平等、社会的差別の意味を明らかにすることができると考えました。そして、それらをなくすためには、潜在能力を広げることが重要であり、それは人間の自由と密接に結びついていくことを理論づけたのです。

これまでの福祉は所得や効用を重視するが、潜在能力を広げることについてはあまり考慮してこなかった。こうした背景のもとで、障害をもつ人たちの「潜在能力」のひとつであるアートをとおして生活の質を高めること、そして自己実現をはかりながら幸福になっていく道

を探そうという試みが「エイブル・アート・ムーブメント」でもあるのです。

この「障害者アート」をめぐる著作権、所有権のガイドラインづくりは、障害をもつ人たちが創作活動をつうじて最善の自己となる環境づくりを人権の視点から考えようということからはじまりました。そこには「人権は人間の自己実現のためにあり、人権の追求はその人の幸福をもたらす」という考えがもとにあります。

このガイドラインは、障害をもつ人たちがアートの世界で自己決定権の行使を十分に条件づくりを整えるのが目的です。そのためには、いかなる権利があるのか、を一つずつ確認するところからはじまっています。このような確認作業をするのは、サービスの客体であり対象者である障害をもつ人たちを主体者として認識し、専門家などサービスを行なうものと利用者としての関係を平等で人間的なものにしていくねらいもあります。

このガイドラインは曖昧さをいっぱい残していますが、完全なものにしないでも役立つことができると考えています。福祉の実態の多様さを無視して理論上完全にしようとしても、どこかに無理が生じてきます。このガイドラインをもとにして、それぞれの現場で議論を積み重ねてください。そこから派生する「信頼から生まれる知」こそが、「障害者アート」の未来を拓いていくものと確信するからです。

しかし、そこに権利があるからといって乱用することはいませなければなりません。われわれの社会は、一人ひとりの「個」を尊重すると同時に、「公的なもの」を育てる必要があるからです。「障害者アート」についていえば、障害をもつ人たちにも新しい文化を創造するというミッション(使命)があり、それに寄与するという社会的役割を実現しなければならないからです。

(はりまやすお・日本障害者芸術文化協会)

第一章

障害者アートに関わる人の行動指針

ガイドライン

この章の成年後見制度の記述は、平成12年4月1日から施行される法律に基づいています。